

短期入所生活介護

介護保険給付対象サービス料金（食費、居住費を含む基本部分）

- 1) 一定以上の所得がある方については、基本サービス費負担が2割となります。
- 2) 当館では、手厚い介護を行うための職員配置をしており、基本サービス費のほかに加算に対する負担が別途発生いたします。
- 3) 1ヵ月（31日）の利用料金について、
 (例)要介護度1、利用者負担2段階、加算あり、1割負担、社会福祉法人等利用者負担軽減制度利用無しの方の場合

基本サービス費	要介護1	1日 684円×31日	21,204円
各種加算	★サービス提供体制加算Ⅰ	1日 18円×31日	558円
	★看護体制加算（Ⅰ）	1日 4円×31日	124円
	★看護体制加算（Ⅱ）	1日 8円×31日	248円
	★夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日 18円×31日	558円
	★送迎加算（片道184円）		184円
	★介護職員処遇改善加算（1ヵ月）		1,899円
	★特定介護職員処遇改善加算（1ヵ月）		618円
食費		1日 390円×31日	12,090円
居住費		1日 820円×31日	25,420円
1ヵ月（31日）利用料金合計 ※契約内容により異なります。			62,903円
その他、保険対象外サービス費用（理美容、予防接種料金等）			

■ 1日の利用料金（社会福祉法人等利用者負担軽減制度利用無しの場合）

★要支援

	内容	要支援1	要支援2
1	基本サービス費	5,140円	6,380円
2	介護保険から給付される金額	4,626円	5,742円
3	★基本サービス利用に係る自己負担額	1割 514円	1割 638円
		2割 1,028円	2割 1,276円
4	★食事に係わる自己負担額 ※軽減制度があります	1段階	300円
		2段階	390円
		3段階	650円
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	1,392円
5	★居住に係わる自己負担額 ※軽減制度があります	1段階	820円
		2段階	820円
		3段階	1,310円
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	2,006円

★要介護

	内容	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	基本サービス費	6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円	9,590 円
2	介護保険から給付される金額	6,156 円	6,759 円	7,416 円	8,028 円	8,631 円
3	★基本サービス利用に係る自己負担額	1 割 684 円 2 割 1,368 円	1 割 751 円 2 割 1,502 円	1 割 824 円 2 割 1,648 円	1 割 892 円 2 割 1,784 円	1 割 959 円 2 割 1,918 円
4	★食事に係わる自己負担額 ※軽減制度がありません	1 段階	300 円			
		2 段階	390 円			
		3 段階	650 円			
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	1,392 円			
5	★居住に係わる自己負担額 ※軽減制度がありません	1 段階	820 円			
		2 段階	820 円			
		3 段階	1,310 円			
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	2,006 円			

■ 各種加算

加算内容		単位	利用料	介護保険給付額	利用者負担額	
					1 割	2 割
通常の加算	★サービス提供体制加算 (I)	1 日	180 円	162 円	18 円	36 円
	★看護体制加算 (I)	1 日	40 円	36 円	4 円	8 円
	★看護体制加算 (II)	1 日	80 円	72 円	8 円	16 円
	★夜勤職員配置加算 (II)	1 日	180 円	162 円	18 円	36 円
緊急受入時	緊急短期入所受入加算 (7 日間限度)	1 日	900 円	810 円	90 円	180 円
特別な食事	療養食加算 (対象者のみ)	1 回	80 円	72 円	8 円	16 円
医療連携強化	医療連携強化加算	1 日	580 円	522 円	58 円	116 円
長期利用	長期利用者提供減算	1 日	-300 円	-270 円	-30 円	-60 円
送 迎	送迎加算	片道	1,840 円	1,656 円	184 円	368 円
毎月 1 回	★介護職員処遇改善加算	1 月	1 月の総単位数に 8.3% を乗じた額			
	★特定介護職員処遇改善加算	1 月	1 月の総単位数に 2.7% を乗じた額			

4) 介護保険の負担限度額認定制度と社会福祉法人等利用者負担軽減制度とは

介護保険の負担限度額認定制度とは、ある要件を満たせば、介護保険施設（特別養護老人ホーム、以下「特養」等）を利用する際に支払う居住費と食費を、軽減できる制度です。介護保険施設であれば短期入所利用でも負担軽減できます。軽減が受けられる要件は、所得と預貯金等によります。所得が低くて、持っている預貯金等も少ない方が対象となります。

■ 利用者負担段階と負担限度額（ユニット型個室）

利用者負担段階			負担限度額	
			居住費 滞在費	食費
第1段階	世帯全員が市町 村民税非課税の 方	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者の方	820円	300円
第2段階		課税年金収入額と合計所得年金 額が年間80万円以下の方	820円	390円
第3段階		利用者負担第2段階以外の方 （課税年金収入が80万を超え 266万円未満の方など）	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,006円	1,392円

■ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

5) 高額介護サービス費とは

介護保険を利用して支払った自己負担額1割（一定の所得がある方は、所得に応じて自己負担割合が2割または3割）の合計が一定金額を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくる制度です。

同月に一定の金額を超えた場合に、申請によって支給されます。

高額介護サービス費の基準

対象となる方	平成29年7月までの 負担の上限額（月額）	平成29年8月からの 負担の上限額（月額）
現役並みの所得の相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）※1
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）※2
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	15,000円（個人）

※1 「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用している方全員の負担の合計を上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指す。

※2 同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定

別表 2

■ 介護保険対象外サービス

介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

項 目	自己負担額
利用者の希望による特別な食事の提供に要する費用	実 費
理美容に要する費用	実 費
施設サービスの提供にあたり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者負担させることが適当と認められるもの。 ①利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 ②利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用	実 費
インフルエンザ等の予防接種に関わる費用（毎年流行前に本人・家族の承諾のもと）	実 費
クリーニング店に取り次ぐ場合の私物の洗濯代金等	物品代金等
診断書、意見書などの文書類にかかる費用	実 費
サービス提供についての記録等の複写物を希望される場合	1 枚 10 円
当該利用者の処遇に関する安全・安楽に伴う費用	実 費
入院・外出に関わる物品（入院や外出などに使用するおむつ、ティッシュなど）	実 費
外出・行事等で利用者ご本人が希望した飲食物、娯楽用品の購入	実 費
その他社会生活する上で、一般的に本人が負担すべき費用と判断されるもの	実 費